

海老名市ゴルフ協会会則

(名称)

第1条 この会は、海老名市ゴルフ協会（以下「本会」）と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、ゴルフを通じて市民の健康増進と会員相互の親睦を図り、スポーツとしてゴルフの振興に寄与する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、各種委員会を設置し、次の事業を行う。

- 1 市民ゴルフ大会、選手権大会の開催
- 2 県協会が主催する事業・他市町協会の事業に協力参加する
- 3 ゴルフに関する研修会を開催し、ゴルフエチケットやルールの指導を行う
- 4 その他、目的達成の為に必要な事業

(会員)

第5条 会員は、普通会员と賛助会員とし、反社会的勢力や反社会的勢力と関係や取引が無いこととする。

- 1 普通会员は、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者で、他市町ゴルフ協会に在籍していないアマチュアゴルファーとする。
- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、協力できる者及び団体とする。

(入会)

第6条 本会に入会する者は、入会申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員が次に該当する場合は退会するものとする。

- 1 会員から申し出があった場合
- 2 理事会が認めた場合

(会費)

第8条 本会の会費は次のとおりとする。

- 1 年会費 普通会員は 4,000 円（期首に満 18 歳未満のジュニアは 1,200 円）
賛助会員は 10,000 円以上
- 2 郵送費 本会との通信手段を郵送とする場合は年 1,200 円
（通信手段を電子メールや SNS とする場合を除く）
- 3 会費の適用期間は本会の事業年度である 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。
- 4 事業年度の途中で入会した者の年会費は次のとおりとする。
 - (1) 4 月から 6 月に入会 4,000 円（ジュニアは 1,200 円）
 - (2) 7 月から 9 月に入会 3,000 円（ジュニアは 900 円）
 - (3) 10 月から 12 月に入会 2,000 円（ジュニアは 600 円）
 - (4) 1 月から 3 月に入会 1,000 円（ジュニアは 300 円）

（役員構成）

第 9 条 1 本会に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 2 名以内

理事長 1 名

副理事長 2 名以内

理事 20 名以内

事務局長 1 名（事務局補佐を置くことができる）

会計 1 名（会計補佐を置くことができる）

監事 2 名以内

- 2 前項の役員の選任は、理事会において選考し、理事総会の承認を得る。
- 3 本会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。
- 4 本会は、相談役を置くことができる。
- 5 役員の任期は 2 年後の理事総会終結の時までとし、再任は妨げない。
- 6 役員に欠員が生じたときは補選することができる。ただし、補選された役員の任期は前任者の残存期間とする。

（役員職務）

第 10 条 本会の役員職務は、次の各号に定める。

- 1 会長は本会を代表して、会務を総理するとともに理事総会を主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて理事会を主宰する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。
- 6 事務局長は、会長の命に従い本会の事務を執行する。

- 7 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 8 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、理事総会に報告する。
- 9 相談役は、会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

- 第11条
- 1 理事総会は、年1回毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、事業計画と事業報告・予算決算・役員を選任・会則の改正等を付議する。
 - 2 臨時理事総会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2/3以上の請求があったときに開催する。
 - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2/3以上の請求があったときに開催し、本会則に定める事業及び理事総会の付議事項について審議する。
 - 4 会議は理事長が招集し、理事総会の議長は会長とし、理事会の議長は理事長とする。
 - 5 会議は役員の過半数をもって成立し、議決は参加役員（委任状を含む）の2/3以上とする。

(運営費)

- 第12条 本会の運営は、会費、補助金、大会の参加費及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

- 第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

(その他)

- 第14条
- 1 この会則は理事総会の承認を得て変更することができる
 - 2 この会則の定めるもののほか、本会に関し必要なことは、会長が理事会に諮って決めることができる。

- 附則
- 1 この会則は平成2年2月14日（本会設立日）から施行する。
 - 2 この会則は令和8年5月15日から改定実施する
 - 3 第9条に定める専門委員会は、次の通りとする。
 - (1) 総務委員会（内容省略）
 - (2) 競技担当委員会（内容省略）
 - (3) 研修会担当委員会（内容省略）